



ヘルパーステーション アイラック
重要事項説明書
契約書

様

 株式会社テクノ**PLUS**

 ヘルパーステーション
アイラック

重要事項説明書

1 弊社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0586-25-0320

受付日 月曜日から金曜日

(但し、祝祭日、8月13日から16日、12月30日から1月5日までを除く)

受付時間 9:00～18:00

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ヘルパーステーション アイラックの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション アイラック
所在地	〒491-0879 愛知県一宮市白旗通1丁目11番地
電話番号	0586-25-0320
FAX番号	0586-25-0322
事業所番号	訪問介護（指定事業所番号）No.2372205514
サービスを提供できる地域 ※	一宮市
営業時間	9:00～18:00
営業日	月曜日から金曜日 ※年末年始（12月29日～1月3日）・お盆（8月13日～15日） （年度により日付は変更になることがあります。日付は事業所より連絡します。）

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制（令和2年2月現在在籍人数）

職名	資格	常勤	常勤以外専従	合計	業務内容
管理者		1名		1名	業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士 ヘルパー1級	4名		4名	利用調整・技術指導・入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
訪問介護員	介護福祉士	3名	6名	9名	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
	正・準看護師	3名	4名	7名	
	ヘルパー1級	0名	0名	0名	
	ヘルパー2級	3名	16名	19名	

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	

※ 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・入浴介助・・・入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
- ・排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

(2) 生活援助

- ・買 物・・・利用者の食事の用意を行います。
- ・清 掃・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・洗 濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。

(3) その他のサービス

- ・介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【訪問介護サービス利用料】

	20分以上 45分未満		45分以上	
生活援助	183単位		225単位	
	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30 分未満
身体介護	167単位	250単位	396単位	579単位

基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ 平成30年4月1日の、国の定める介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の規定に伴い加算され、介護保険負担割合証に記載された負担割合を負担していただきます。

※ サービス提供責任者が、利用開始月に訪問した場合に限り、その月のみ初回加算200単位加算させていただきます。

(2) 交通費

一宮市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、

- ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルまで 200円
- ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円

(3) キャンセル料（介護予防を除く）

急なキャンセルの場合は、次の料金をいただきます。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前まで御連絡をいただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡をいただいた場合	介護保険料の30%
御利用の12時間前まで御連絡がなかった場合	介護保険料の50%

(4) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、16日までに前月分の請求明細を発行させていただきます。

お支払いにつきましては、毎月27日に、口座振替にて請求額を引落しさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。弊社職員がお伺いします。

訪問介護計画書は契約締結後、速やかに訪問介護計画書を作成しサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、非該当（自立）及び要支援と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6 弊社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者様の人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様の心身の状況やおかれている環境等に応じて、きめ細やかなサービスを提供します。また、サービスの提供を通じて、サービス従業者一人一人がご利用者様から勉強させて頂く気持ちを忘れずに、日々努力し精進します。

要介護状態のご利用者様には、可能な限りその居宅においてその有する能力にて応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、1日でも長く居宅生活が継続できるよう、サービスを提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	男性ヘルパーを希望される場合は、お申し出ください。
従業員への研修の実施	○	年12回以上研修を実施しています

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は損害賠償保険契約を結んでおります）

9 サービス内容に関する苦情

(1) 弊社お客様苦情相談窓口担当

担 当 野村 佳生 電 話 052-938-6366

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月5日を除く)

受付時間 9:00～18:00

(2) その他

弊社以外に、市町村及び愛知県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ① 愛知県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用） | 052-971-4165 |
| ② 一宮市介護保険課（平日8:30~17:15） | 0586-85-7017 |
| ③ 利用者様の所属する市及び保険者 | 一宮市 |
-

10 弊社の概要

- (1) 名称・法人種別 株式会社テクノPLUS
- (2) 代表者役職・氏名 代表取締役 伊藤 緑
- (3) 本社所在地・電話番号 愛知県名古屋市中区金城3丁目3番地13 本多ビル1F
052-938-6366
- (4) 定款の目的に定めた事業
- ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ④ 介護用品・介護機器・福祉用具の販売及びレンタル
 - ⑤ 介護業務及びそれに関するコンサルタント業務
 - ⑥ 老人・病人・身体障害者等の家事サービス及び介護サービス
 - ⑦ 有料老人ホームの設計、施工及び経営
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援センター
 - ⑬ 一般労働者派遣事業
 - ⑭ 特定労働者派遣事業
- (5) 営業所数等
- | | |
|-----------|-----|
| 訪問介護事業所 | 1ヶ所 |
| 福祉用具貸与・販売 | 1ヶ所 |